

# 望まない受動喫煙防止対策

---



WORKERS DOCTORS

# 健康増進法の一部を改正する法律

(平成30年法律第78号) 概要

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める

ことを趣旨としています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000469083.pdf>

マナーからルールへ

2020年へ向けて、屋内原則禁煙 !!

多くの人を利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。違反者には罰金がかせられることもあります。

# 講ずべき措置について

## ① 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

## ② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

## ③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

# 受動喫煙とは — 他人の喫煙の影響

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といいます。



## POINT !

- たばこを吸う夫の妻は、肺がんリスクが1.3倍
- 喫煙者と同居する子どもの尿からはニコチン代謝物を検出

「日本医師会 受動喫煙の対策」より  
<https://www.med.or.jp/forest/kinen/strategy/>

## たばこの有害物質比較

主流煙を1とした場合、副流煙には、  
ニコチン 2.8倍  
タール 3.4倍  
一酸化炭素 4.7倍 が含まれています。

「厚生労働省の最新たばこ情報」より  
<http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs120000.html>

たばこの煙には4000種類の化学物質が含まれ、そのうち約200種類以上は有害物質です。

喫煙者が吸う「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち昇る煙を「副流煙」、受動喫煙では、呼出煙と副流煙が混ざった煙を吸わされていることとなります。煙に含まれる発がん性物質などの有害成分は、主流煙より副流煙に多く含まれるものがあり、マナーという考え方だけでは解決できない健康問題です。

「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」より  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-05-004.html>

# 受動喫煙による健康影響

## 成人の場合

肺がん  
鼻腔・副鼻腔がん  
乳がん  
虚血性心疾患  
脳卒中  
急性の呼吸器症状  
急性の呼吸機能低下  
臭気・鼻への刺激感

## 妊娠出産の場合

乳幼児突然死症候群（SIDS）  
低出生体重  
胎児発育遅延

## 小児の場合

乳幼児突然死症候群（SIDS）  
喘息の既往  
喘息の発症・重症化  
呼吸機能低下  
中耳の病気  
う蝕（虫歯）  
学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ

# 三次喫煙（サードハンド・スモーク）

たばこを消した後に残留する化学物質を吸入すること。  
残留受動喫煙とも呼ばれます。

ニコチンや化学物質は、

喫煙者の毛髪や衣類  
部屋  
自動車のソファ  
カーペット  
カーテン など

表面に付着して残留します。

反応・再放散

汚染源

三次喫煙  
(サードハンド・  
スモーク)

部屋で過ごす時間が長い乳幼児などでは三次喫煙による影響が懸念されます。三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません。しかし、三次喫煙を防ぐ方法はすでに明らかで、それは**屋内を完全禁煙にすること**です。

「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」より

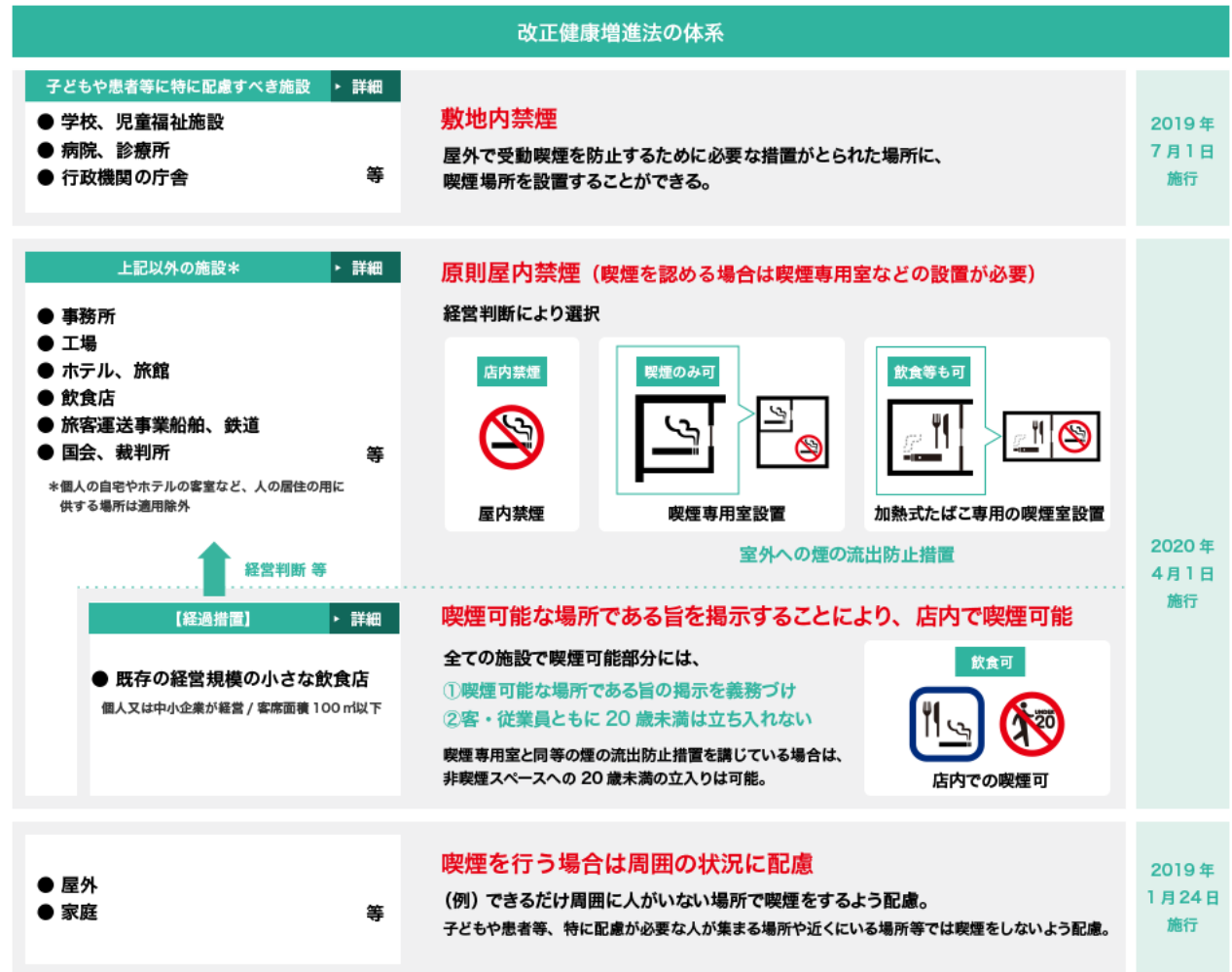
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/tobacco/yt-057.html>

# 改正健康増進法の体系

改正健康増進法では、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などに特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに対策を実施することとされています。

具体的には、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店を第二種施設と分類されています。

改正健康増進法の体系は右記の図の通りです。



# 改正健康増進法における 義務内容および義務違反時の対応

改正健康増進法においては、以下の義務が課されます。

## すべての者

- ① 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- ② 紛らわしい標識の掲示、  
標識の汚損等の禁止

## 施設等の管理権原者等(※)

- ③ 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
- ④ 喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと  
等

厚生労働省「改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について」より  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338603.pdf>

(※) 改正健康増進法における「管理権原者」とは  
施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組みについて、  
その方針の判断、決行を行う立場にある者のことを指し、当該義務の  
履行に必要な施設の設備の改修等、適法に行うことができる権原  
を有する者としています。

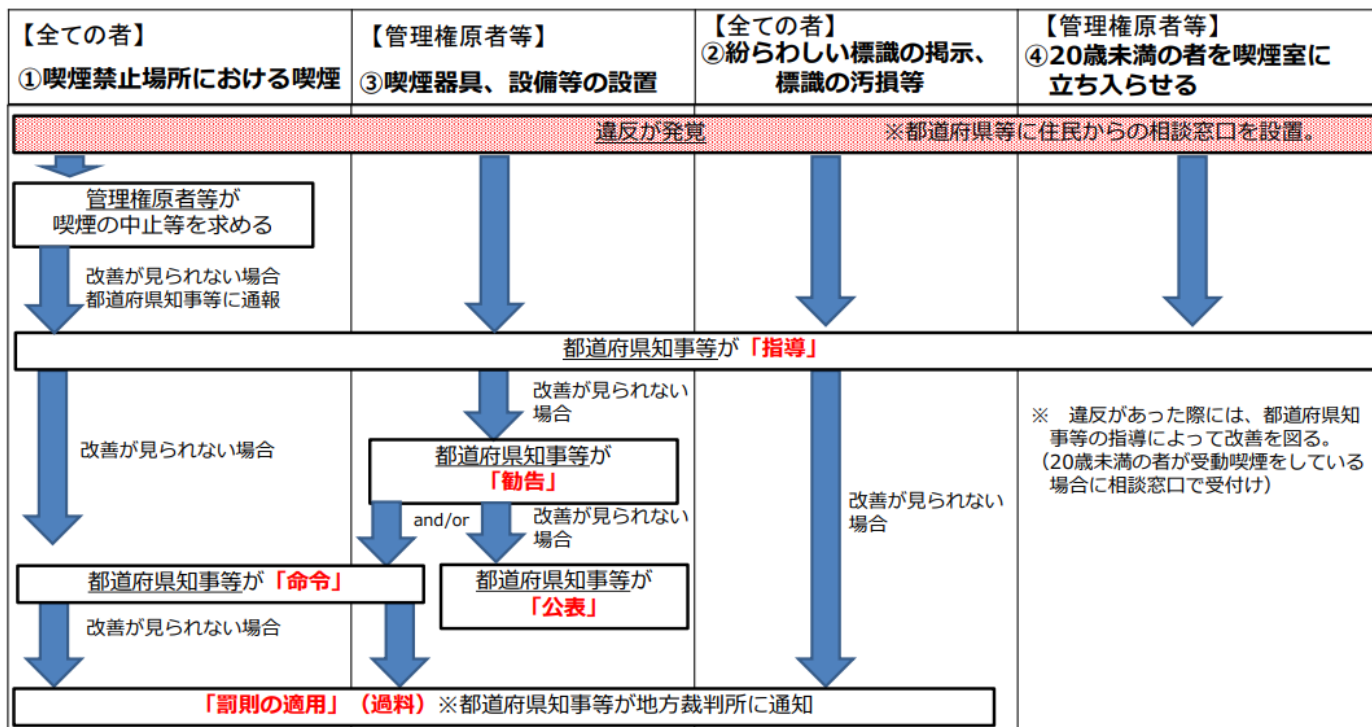
以上のような義務に違反がみられた場合については、まずは「指導」を行うことにより対応することとされ、仮に指導に従わない場合などでは、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善がみられない場合に限って、罰則（過料）を適用することとされています。義務違反時の対応の流れは、次頁の図表に示す通りです。



# 改正健康増進法における義務内容 及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。  
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止  
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止  
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

## <義務違反時の対応>



# 第二種施設内 (事務所・ホテル・飲食店等) での対応

「第二種施設」とは、一般の事務所や工場、飲食店等の施設をいいます。

第二種施設においては、事業者は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合（※1）した喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を除き、屋内で喫煙させてはならないとされており、屋内（※2）禁煙であることが原則になります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

「屋内」（※2）とは  
外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部を指します。一方これに該当しないものは「屋外」として取り扱われます。このように原則として屋内禁煙ですが、一定の要件を満たすことで、後述する「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」を屋内に設置することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

## 適合すべき技術的基準

- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2メートル毎秒以上**であること。
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること。

# 標識の掲示場所

！重要！

改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」より  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor3>

喫煙専用室の出入口および当該喫煙専用室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示する必要があります。

掲示場所としては、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も標識の掲示場所となりえます。

**必要事項を記載していれば、標識を独自に作成することも可能です。**

施設内の各種喫煙室の標識 各種喫煙室には設備に応じて下記の標識の掲示が必要となります。

[https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/smoking\\_room/](https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/smoking_room/)



# 標 識

！重要！

喫煙をする用途で使用のため、

**喫煙専用室内での飲食等を行うことは認められません。**

喫煙専用室とは、第二種施設等の屋内または内部の一部の場所であって、構造および設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内または内部の場所に限り）へのたばこの煙の流出を防止することができる場所として設けたものをいいます。

厚生労働省「（参照条文）喫煙専用室」より

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000340887.pdf>



施設の入り口等に掲示し、当該施設の一部に喫煙専用室があることを示している。



施設内の喫煙室に掲示され、喫煙室のタイプが「喫煙専用室」であることを示している。



施設の入り口等に掲示し、当該施設の一部に指定たばこ専用喫煙室があることを示している。



施設内の喫煙室に掲示され、喫煙室のタイプが「指定たばこ専用喫煙室」であることを示している。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

# 従業員に対する受動喫煙対策

多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととされていますが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するために、以下の施策を適切に講じることは必要不可欠になります。

## 従業員の対応

- 20歳未満の従業員の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の従業員を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

- 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの度量区義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

（※）管理権原者等及び事業者その他の関係者を指す。

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申し込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

# 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されるにあたり、職場での受動喫煙防止対策を行う際には、厚生労働省より、費用の一部を支援する「助成金」他があります。

## 受動喫煙防止対策助成金

職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置などを行う際に、その費用の一部が助成されます。

★対象：すべての業種の中小企業事業主

★問合せ先：事業場のある都道府県労働局の健康安全課／健康課

## 受動喫煙防止対策に係る相談支援

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家の相談を受けることができます。

★問合せ先（令和元年度）：050-3537-0777（一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）

## 受動喫煙防止対策に関する測定機器貸出

（たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与）

職場環境の実態把握を行うためのデジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計の貸出を受けることができます。

★問合せ先（令和元年度）：03-3635-5111（柴田科学株式会社）